

SHINPU

社会保険新報

2023.2

No.868



江東区

夢の島熱帯植物館

夢の島公園内にあり、3つのガラスドーム型の大温室が特徴的な植物館で、1988（昭和63）年に開館しました。大温室では、東南アジアやアマゾン川流域等に生育する熱帯植物を中心に、世界自然遺産に登録された小笠原諸島の絶滅危惧種等、約900種類の植物を観察することができます。また、虫を捕らえて栄養分にする食虫植物温室、オーストラリア庭園やハーブ園、映像ホールやイベントホール、ショップ等も併設。大温室の暖房と館内の空調・給湯には、隣接する新江東清掃工場の余熱が利用され、`東京のジャングル`のような景観を演出しています。【8ページもご覧ください】



動画紹介はコチラ! ▶▶▶



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 「届書・申請書作成支援サービス」(P2) 「申請書ネットプリント」(P2) 申請書の様式を変更(P2) 情報提供サービス(P3) 協会けんぽ東京支部メールマガジン(P3)
- 日本年金機構 資格の取得・喪失(P4) 「オンライン事業所年金情報サービス」(P5) 国民年金ひとことメモ 国民年金保険料の改定(P5) 次号のお知らせ 令和5年度の年金額の改定(P5)
- フィオーレ健診クリニック 2023年度 健康診断の予約開始(P6)
- 東京社会保険協会 WEBセミナー 育児・介護休業法の改正ポイント(P7) 横浜・八景島シーパラダイス(P7) 「施設利用会員追加証」(P7) 中小企業の時間外労働の割増賃金率引き上げ(P8) TOKYOおすすめスポット 夢の島(P8)

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

HPで作成「届書・申請書作成支援サービス」

協会けんぽでは、ホームページからダウンロード・印刷して使用できる届書・申請書に加えて、「届書・申請書作成支援サービス」を行っています。「届書・申請書作成支援サービス」をご利用されると、入力漏れや形式の誤りを自動的に確認することができ、記載の不備を防止することができます。サービスの対象となる届書・申請書および動作確認等の詳細は、協会けんぽホームページをご参照ください。



届書・申請書のサイズは、A4・片面での印刷をお願いします。

● サービスをご使用いただくためには、PDFを表示するための「Adobe Reader」(無償)が必要です。
※ 「Adobe Reader」はアドビシステムズ社の商標です。

「申請書ネットプリント」で即時印刷

「申請書ネットプリント」とは、協会けんぽの各種申請書を、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で即時に印刷できるサービスです。お急ぎの申請等の際に便利です。ぜひご利用ください。なお、印刷の手順等はコンビニエンスストアにより異なりますので、協会けんぽホームページで事前のご確認をお願いします。

有料：1枚あたり20円のプリント代がかかります。

申請書のダウンロードはコチラ

令和5年1月より、申請書の様式を変更しました

新様式での申請にご協力をお願いします。申請書は右のいずれかの方法で入手できます。

- ① 協会けんぽホームページから印刷
- ② 協会けんぽ都道府県支部へ電話にて送付を依頼
- ③ 「申請書ネットプリント」でコンビニのマルチコピー機から印刷(有料)

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。
▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

WEBで確認OK! 情報提供サービスをご利用ください

情報提供サービスは、協会けんぽの加入者が、IDを取得することにより、最大2年分の医療費情報を、ご自身のパソコンやスマートフォン等から確認することができます。

ご利用までの流れ



詳細は、協会けんぽ東京支部ホームページのこちらのバナーをクリック!

次の点にご注意ください

- 申請時に入力した**お客様設定パスワード**は、**必ずご自身**でお控えください。
- 医療費情報は、ユーザーIDが発行された月の翌月22日頃から照会できます。
- お急ぎの場合は、用紙での発行も可能です。協会けんぽホームページより「医療費のお知らせ依頼書」をご記入のうえ、郵送でご提出ください。申請から2週間程度でお送りします。

医療費のお知らせ依頼書の詳細はコチラ



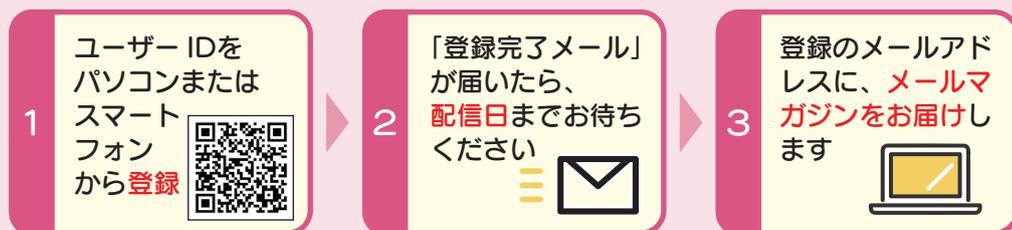
ご登録ください! 協会けんぽ東京支部メールマガジン

協会けんぽ東京支部では、健康づくりに関する情報はじめ、健康保険の制度改正や保険料率変更等の最新情報をいち早くお届けする、メールマガジン「健康サポートマガジン」を配信しています。協会けんぽの加入者はもちろんのこと、どなたでも無料でご利用いただけますので、お気軽にご登録ください。



- 利用者** パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスをお持ちの方
- 配信日** 毎月1回(5日頃) および臨時号
- 利用料** 無料
- コンテンツ**
 - 健康づくりのためのお役立ち情報 (ラジオ番組およびWEBサイト「協会けんぽ健康サポート」のご案内)
 - 協会けんぽの保険給付や健診、法律改正等の最新情報

ご利用までの流れ



詳細は、協会けんぽ東京支部ホームページのこちらのバナーをクリック!

※「登録完了メールが届かない」というお問い合わせが寄せられますが、その多くは、迷惑メール対策として特定ドメイン以外のメールをブロックするよう設定していることが原因です。まずは、「kyoukaikenpo.or.jp」(メールアドレスの@マーク後ろの部分)からのメールが受信できるように設定し、協会けんぽからの登録完了メールが受信できる状態にしたうえでご登録ください。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで



春は資格の取得・喪失の時期です 届出を忘れずに!

3月・4月は、退職や就職等の異動が多い時期です。従業員（被保険者）を採用したときや従業員が退職等（死亡を含む）したときは、被保険者資格取得届（70歳以上被用者該当届）および被保険者資格喪失届（70歳以上被用者不該当届）を、事業主が事務センター（郵送）または年金事務所にご提出ください。届出には、電子申請をご利用いただくと大変便利です。

また、パートタイム労働者や短時間労働者も、同様の届出が必要です。適用条件等を日本年金機構ホームページ【令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大】でご確認のうえ、ご提出ください。なお、健康保険組合に加入している適用事業所は、健康保険組合への届出もお忘れなく。

従業員を採用したとき

提出する届書 被保険者資格取得届

提出期限 事実上の使用関係が発生した日から
5日以内

※試用期間であっても報酬を支払う等の事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

従業員が退職等したとき

提出する届書 被保険者資格喪失届

提出期限 退職等（死亡を含む）の事実が発生した日から
5日以内

※月の末日に退職等した場合は、翌月1日が資格喪失日となりますので、備考欄に退職等の年月日をご記入ください。

- 事業主は、氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号について、必ず本人確認のうえ、届け出てください。
- 個人番号欄に基礎年金番号を記入する場合は、左詰めでご記入ください。
- 従業員に扶養する家族（被扶養者）がいる場合は、被扶養者（異動）届もあわせてご提出ください。
- 60歳以上の従業員が、退職後1日の間もなく再雇用される場合は、就業規則および退職辞令の写しと再雇用の日付・事実確認ができる雇用契約書の写し、または、退職日および再雇用日に関する事業主の証明書のどちらかを添付して、同日付の資格喪失届と一緒にご提出ください。

- 全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の適用事業所の従業員が退職等（死亡を含む）したときは、本人および扶養する家族の健康保険証を必ず添付（返納）してください。紛失等により添付できない場合は、健康保険被保険者証回収不能届の添付が必要です。高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付を受けている場合も同様です。
- 60歳未満で退職した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。退職日から14日以内に、マイナンバーカードや基礎年金番号通知書（年金手帳等）をご持参のうえ、お住まいの区市町村または年金事務所まで手続きしてください。

詳細は 日本年金機構

Japan Pension Service



被保険者資格の取得・喪失

検索

でご確認ください。

「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しました！

日本年金機構では、社会保険料額情報・保険料増減内訳書・算出内訳書・被保険者データ・決定通知書等の各種情報が電子データで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を、令和5年1月より開始しました。

このサービスは、適用事業所の事業主がGビズIDでe-Govのマイページにログインし、電子送付を希望する情報等を画面上で登録すれば、該当する情報等の電子データが、定期的にe-Govのマイページに送付されます。これにより、郵送等よりも早く確認することができるので、利便性が向上します。この機会にぜひご利用ください。

※適用事業所の事業主ではないGビズIDのメンバーアカウントからはご利用できません。

●GビズIDおよびe-Govについては、WEB版広報誌「社会保険新報」2022年9月号（No.863）5ページに掲載しています。



🌻 電子データで提供する各種情報や送付時期等

	該当する情報等	送付時期	効 果
保険料関係 	● 社会保険料額情報 ● 保険料増減内訳書	毎月15日頃	・納入告知書等よりも早く保険料を確認。 ・定期的に情報を受け取れるため、電話等での照会や依頼が不要。 ・電子データで受け取れるため、自社で保有するデータとの結合等が可能。
	● 基本保険料算出内訳書	毎年10月15日頃	
	● 賞与保険料算出内訳書	賞与保険料の計算月の15日頃	
被保険者関係 	● 被保険者データ (算定・賞与ターンアラウンドデータ) ・被保険者整理番号 ・被保険者氏名(漢字・カナ) ・従前の標準報酬月額(健保・厚年)等	算定用：6月の第1営業日 賞与用：賞与支払予定月の前月第1営業日	・ターンアラウンドCDよりも早く情報入手。 ・パスワードによる復号作業が不要。
	決定通知書等	随時	

詳細は  **日本年金機構**  **オンライン事業所年金情報サービス**  **検索** でご確認ください。

国民年金ひとことメモ ▶ **国民年金保険料（月額）の改定**

令和5年度および令和6年度の国民年金保険料（月額）が、右記のとおり改定されます。4月分の国民年金保険料から、新しい額に変更となります。

- 令和4年度の国民年金保険料は16,590円です。
- 令和5年度の前納額については、日本年金機構ホームページでご確認ください。

令和5年度	令和6年度
16,520円	16,980円

詳細は、日本年金機構ホームページ、区市町村の窓口またはお近くの年金事務所まで

令和5年度の年金額が改定されます ← 詳しくは、次号に掲載！

このたび、総務省から「令和4年平均の全国消費者物価指数」が公表され、令和5年度の年金額は、法律の規定に基づき、67歳以下の新規裁定者は前年度から2.2%の引き上げ、68歳以上の既裁定者は前年度から1.9%の引き上げとなります。詳しくは、次号（WEB版『社会保険新報』3月号 No.869）で解説します。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** からのお知らせ

2023年度 健康診断の予約開始について

フィオーレ健診クリニックでは、2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）の各種健康診断のご予約を、次の日程で開始予定です。＊健康保険組合ごとに予約方法・受診期間等が異なります。

開始予定日 2023年3月1日(水)

予約方法 **電話** お手元に健康保険証をご用意のうえ、健診予約専用ダイヤルにお電話ください。

Web予約リクエスト

- 個人予約………全国健康保険協会(協会けんぽ)または国民健康保険にご加入の方は、ご利用いただけます。
- 団体枠予約………どちらの健康保険組合にご加入の事業所ご担当者でも、ご利用いただけます。

受付時間 ＊土曜日は、コース・性別によって受付時間が異なりますので、予約時にお問い合わせください。

健診コース	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00
人間ドック	●	●	●	●	●	●	●	● (男性のみ)	● (男性のみ)	●	●	—	—
生活習慣病健診 胃部レントゲンあり	●	●	●	●	●	●	● (女性のみ)	—	—	●	●	●	● (女性のみ)
定期健康診断 胃部レントゲンなし	● (男性のみ)	●	●	●	●	●	● (女性のみ)	—	—	●	●	●	● (女性のみ)

土曜健診日 ＊

2023年									2024年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	20日	3日	22日	19日	2日	7日・28日	18日	2日	20日	17日	2日

ご予約から健診結果が届くまで

STEP 1 予約	STEP 2 健診までの準備	STEP 3 健診当日	STEP 4 結果発送
<p>予約専用ダイヤル 03-5287-6211</p> <p>健診希望日の3週間前までに お申し込みください。</p> <p>Web予約リクエスト https://www.k-fiore.jp/select/</p> <p>＊ご加入の健康保険組合によって、 ご利用いただけない場合があります。</p>	<p>案内状</p> <p>健診の約1週間前までに、 事前書類等をお送りします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内状に記載されたお申し込み内容、 注意事項をよくご確認ください。 問診票をご記入ください。 オプション検査のお申し込み (ご希望の方) 便採取 ＊便検査容器が同封されている方 	<p>検査開始時間の15分前に、 健診フロアへお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 尿採取 ＊当日の朝、採取してください 当日の持ち物をお忘れなくご持参 ください。 特定保健指導に該当された方には、 健診終了後に保健指導を実施して います。 	<p>健診後約2週間ほどで、 ご指定先に発送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査の結果、二次検査や精密検査・ 治療が必要とされた場合には、放置 せずに早めに医師の診察や検査を受 けることをおすすめします。

2023年度より健診着をリニューアルします！

フィオーレ健診クリニック

保育室完備 | 「東新宿」駅A2出口から徒歩1分

健診予約専用ダイヤル 03-5287-6211 | 【電話受付時間】月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00
土曜健診実施日 9：00～12：00

＊健康診断についての詳細は、ホームページ <https://www.k-fiore.jp> をご覧ください。

2月のWEBセミナー & 3月の期間限定等のご案内

WEBセミナーの視聴方法や期間限定特典のお申し込み等については、ホームページをご覧ください。

WEBセミナー 最新動画を公開しました！

育児・介護休業法の改正ポイント

2022年4月から、育児・介護休業法が3段階で改正されています。2段階目として、同年10月に「産後パパ育休」が創設され、夫婦交代で育児休業を取得しやすいしくみが導入されました。男女を問わず、仕事と育児の両立を支援するために、知っておきたい新制度のポイントを解説します。

会員 一般

- 育児休業が取得しやすくなる
- 新設の「産後パパ育休」とは？

会員

- 育児休業の分割取得が可能に
- 社会保険料免除のしくみが変更



講師

特定社会保険労務士 **安中 繁**
 (ドリームサポート社会保険労務士法人 CEO)
 一部上場企業を含む全国約300社の顧問を務め、人事制度構築支援、裁判外紛争解決手続代理業務等に当たる。企業内のみならず、事業主団体、大学、地方自治体等で数多くの研修講師を歴任。

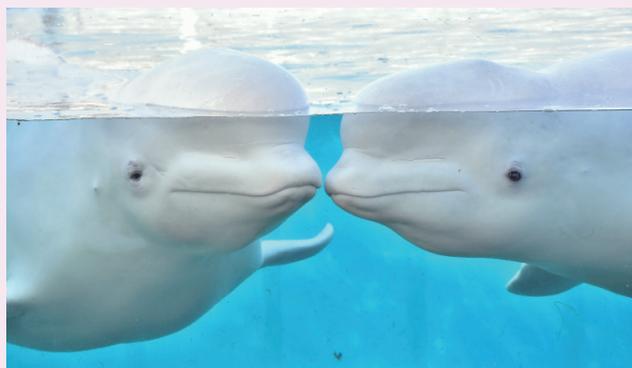
視聴期間 2月14日(火)13時～ (6か月間)

視聴 (無料) は、ホームページから。
 会員はすべての動画を視聴いただけます。

ホームページ ▶ **講習会・セミナー**

第2期 期間限定 春の感謝月間

横浜・八景島シーパラダイス



利用期間 3月1日(水)～31日(金)

料金

- **ワンデーパス**
 (水族館4施設パス+プレジャーランドパス)
 大人・高校生 5,600円 ▶ **4,500円**
 小・中学生 4,000円 ▶ **3,200円**
- **アクアリゾートパス**
 (水族館4施設パス+アトラクション3回券)
 大人・高校生 **3,600円**
 小・中学生 **2,500円**

利用方法

ホームページから専用割引チケットをダウンロードして、アクアミュージアム1階チケット売り場にご提出ください。

※本券1枚で5名様まで有効。
 ※注意事項は専用割引チケットをご参照ください。

ホームページ ▶ **会員特典** ▶ **期間限定特典**

「施設利用会員証」更新手続きのご案内

施設利用会員証 (ピンク色) は、2022年からご希望の方 (会員) に発行していますが、まもなく有効期限 (2023年3月31日) となります。期限を過ぎるとご利用できませんので、新しい施設利用会員証 (水色) への更新手続きをお願いします (手続き完了後、順次ご送付します)。

ホームページ ▶ **会員特典** ▶ **宿泊施設の利用割引**



詳細は、ホームページをご覧ください

東京社会保険協会
<https://www.tosyakyo.or.jp/>
 会員事業課 ☎03-5292-3596



2023（令和5）年4月から

中小企業の時間外労働の割増賃金率が引き上げに！

中小企業における月60時間を超える時間外労働（残業）の割増賃金率が、2023（令和5）年4月1日から、これまでの25%以上から50%以上に引き上げられます。大企業では、すでに50%以上が適用されていますが、中小企業も2023（令和5）年3月31日で猶予期間が終了することから適用されることとなりました。

2023（令和5）年3月31日まで

月60時間を超える時間外割増賃金率
 大企業→50%（2010（令和2）年4月1日から適用）
 中小企業→25%

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

2023（令和5）年4月1日から

月60時間を超える時間外割増賃金率
 大企業→50%
 中小企業→50%（2023（令和5）年4月1日から適用）

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

深夜労働も変わります

時間外労働の割増賃金率の引き上げに伴い、深夜労働（22時～翌5時）の時間帯に月60時間を超える法定時間外労働を行った場合も変わります。2023（令和5）年4月1日からは、深夜割増賃金率25%以上＋時間外割増賃金率50%以上＝75%以上となります。

TOKYO おすすめ スポット **夢の島** 江東区

～ 変貌を遂げた臨海エリア ～

夢の島というと、昭和世代にはゴミ処理場のイメージかもしれませんが、ゴミの埋め立て処分地に整備された夢の島公園は、バーベキュー広場やグリーンパーク、アーチェリー場等を有するレジャー施設として利用されています。なかでも、季節を問わず楽しめる屋内施設をご紹介します。寒さの残る今の時季におすすめです。



● 入館時間や料金等の詳細は、各施設のホームページでご確認ください。

HP ▶ 広報誌 ▶ 社会保険新報 ▶ 表紙の名所シリーズ

第五福竜丸展示館



1954（昭和29）年3月にマーシャル諸島ビキニ環礁において、米国が行った水爆実験で被災した静岡県焼津港所属の遠洋マグロ延縄漁船。死の灰（放射性降下物）により、乗組員全員が被ばくしました。館内では、第五福竜丸を囲むように、死の灰の実物、乗組員の日用品や手紙、再現模型等が展示されています。

夢の島熱帯植物館

3つのドームからなる大温室は、メガネやカメラレンズが曇るほどの温暖さ。A・Bドームは、天井からの陽光に光る水しぶき、樹林、花、ヤシの実やマンゴー等、熱帯雨林さながらの気分が満喫できます。Cドームでは、東京都の亜熱帯・小笠原諸島に生育する貴重な植物に感動！
 ※表紙でもご紹介しています。

